

議案第66号

取立金請求事件に係る和解について

取立金請求事件について、次のとおり、相手方と和解するため地方自治法第96条第1項第12号により議会の議決を求める。

令和6年6月14日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

1 和解の相手方の所在地および名称

住所 東京都練馬区東大泉3丁目17番1号 博泉ビル2階

氏名 株式会社リープトランスポート

代表取締役 村橋 洋子

2 裁判所・事件番号・事件名

東京地方裁判所民事第31部甲ハ2係

令和6年（ワ）第5536号 取立金請求事件

3 請求の内容

令和4年4月から訴外滞納者が相手方に有する給与債権のうち
国税徴収法第76条第1項規定の給与差押禁止額を超える合計14
8万2113円の支払い。

4 訴訟に至る経緯と和解の申出

株式会社リープトランスポートに対し、訴外滞納者が有する給与債権の差押をした。

差押え後、株式会社リープトランスポートに対して差押債権の取立を求めたが、国税徴収法に規定する金額の支払いがなかった。

そこで、裁判所手続きにて履行を請求するため、令和6年1月9日に株式会社リープトランスポートを相手方として、東京簡易裁判所に支払督促を申し立てたところ分割による支払いを行う旨の異議申立がなされたため、訴訟事件に移行した。

本事件については、訴訟に係る金額が140万円を超過することから簡易裁判所から地方裁判所に移送され、令和6年5月17日、第1回口頭弁論期日に相手方から和解の申し出があった。

5 和解条項の内容

別紙和解条項（案）のとおり

6 和解期日

令和6年7月4日、東京地方裁判所において、裁判上の和解をする。

7 提案理由

相手方は、1年以上、差押債権の支払いを怠り、未払い額が累積した。

相手方の経営状況、資産状況からして支払うことは困難である。

また、分割払いによる債務解消は4カ月間となっており、支払不履行時には和解調書（債務名義）による強制執行が可能となる。

そこで、現実には毎月履行可能な金額での分割払いを認め、和解

することにより、租税債権の保全を図ろうとするもの。